保長介第２０５１号

令和２年７月１６日

介護サービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局

長寿応援部介護保険課長

（公　印　省　略）

**新型コロナウイルス感染者の増加に伴う事業所の運営について**

日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、報道されております通り、首都圏におきまして今月に入り新型コロナウイルス感染者数が再び増加しています。

本市といたしましては、介護サービス事業所が提供するサービスは、介護を必要する高齢者にとって非常に重要なものであり、利用ができなくなれば、高齢者の身体機能や認知機能の低下といった心身の状態へ悪影響が生じるおそれがあるだけでなく、家族など介護者への負担増の結果、生活や生命維持が危ぶまれるケースも起こり得ると考えております。

そのため、各事業所におかれましては、運営に際して、引き続き、感染拡大防止の取組みを徹底していただいたうえで、事業所の運営を行っていただきますようお願いいたします。

なお、従事者や利用者で新型コロナウイルスに感染した方等が発生した場合には、保健所へ連絡の上、その指示に基づき対応していただくとともに、当課にも感染者の情報提供をお願いいたします。

また、感染者が発生し、一時的な休止措置を取ることが必要になる場合も想定されます。そのような場合、他サービスへの移行も想定されることから、事業所間で連携し、必要なサービス提供が継続できるよう対応をお願いいたします。

【担当】  
保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係　髙波　櫻井　神谷　髙橋  
電話　０４８－８２９－１２６５  
ファックス　０４８－８２９－１９８１

メールkaigo-hoken@city.saitama.lg.jp